平成２２年（フ）第７６４号
堺市中区福田867番地
破産者　株式会社北谷産業
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
兵庫県川西市絹延町２番４号
破産者　新武舗道株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目８番５号
破産者　株式会社ナチュールノア
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市末成町39番22号
破産者　ウエスタンエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目46番地５
破産者　株式会社エス
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市建家町25レジデンスミイチ403号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市崇徳院３丁目42番地の85
破産者　グッドラック株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１８号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目303番地の１
破産者　有限会社オカマエ装飾
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本676番地
破産者　株式会社仲川組
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第３４９号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明亀井4921―２、住民票上の住所岡山県瀬戸内市邑久町虫明4759番地
破産者　森　　博
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０号
岡山県笠岡市二番町４番地の30
破産者　有限会社笠岡療術院
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
愛媛県宇和島市大浦甲４番地29
破産者　有限会社酒井スレート・ブロック工業所
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６７０号
札幌市東区伏古６条２丁目１番７号
破産者　株式会社ケイズ・サウンド・クリエイト
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５号
北海道夕張郡栗山町中央３丁目７番地
破産者　有限会社塩見薬局
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７３号
北海道伊達市竹原町10番地10
破産者　有限会社アスキーファイブ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
青森市橋本１丁目６番６号
破産者　有限会社みやまグループ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
盛岡市津志田南３丁目15番15号
破産者　東亜技研株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４号
岩手県宮古市向町３番29号
破産者　株式会社マルフジ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第６７９号
東京都八王子市弐分方町62番地シャトーＡＯＫＩ201号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市弐分方町68番地の11
破産者　及川　　収
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１２号
東京都小金井市貫井北町２丁目18番２号
破産者　村山由起子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７６号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地21
破産者　株式会社アークトウルス
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７７号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地21
破産者　株式会社ティティオー
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９２号
東京都府中市新町１丁目65番地の19
破産者　ハニーワールド株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部